

○沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成12年 3月31日

規則第122号

改正 平成16年12月28日規則第66号 平成17年 3月25日規則第18号

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定申請書等)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

追加〔平成16年規則66号〕、一部改正〔平成17年規則18号〕

(利用料金の承認手続)

第3条 条例第13条第3項の規定により知事の承認を受けようとする指定管理者は、利用料金承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成17年規則18号〕

(有料施設の供用期間及び供用時間)

第4条 有料施設の供用期間及び供用時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、これを変更することができる。

有料施設名	供用期間	供用時間
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後8時まで
シャワー	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後7時まで

一部改正〔平成17年規則18号〕

(遊泳時間)

第5条 遊泳時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、遊泳時間を臨時に変更することができる。

(事業報告書の提出)

第6条 条例第16条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 海浜公園の管理運営に関する業務（次号において「業務」という。）の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 海浜公園の利用状況
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、知事が必要と認めるもの

全部改正〔平成17年規則18号〕

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日規則第18号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式

（第2条関係）

追加〔平成16年規則66号〕、一部改正〔平成17年規則18号〕

第2号様式

（第3条関係）

一部改正〔平成17年規則18号〕